

財団法人屋久島環境文化財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人屋久島環境文化財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団は、事務所を鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦823番地1に置く。

(目的)

第3条 財団は、鹿児島県が整備する屋久島環境文化村の施設の管理運営を行うとともに、環境学習や環境保全活動の推進・支援を通じ、屋久島の豊かな自然とのふれあいの中で人間の活動と環境とのかかわりあいや自然の恵について学習する拠点を形成し、もって自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 屋久島環境文化村中核施設の管理運営事業
- (2) 環境学習資材の作成提供及び環境学習事業の企画実施
- (3) 研究者ネットワーク・ボランティアネットワークの運営，シンポジウム・フォーラムの開催運営及び環境問題や環境保全活動に関する機関紙等の発行
- (4) 森林の修復造林のための苗木配布等自然保護事業
- (5) 環境保全に関する普及啓発及び調査研究
- (6) 環境保全に関する情報の収集提供
- (7) 環境保全活動に関する相談・指導
- (8) 環境保全に関する諸行事の後援・助成
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産，事業計画等

(資産の構成)

第5条 財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次にあげるものをもって構成する。

(1) 財団の設立の際基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 財団の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(長期借入金)

第9条 財団が資金の借入れを行おうとする場合は、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、知事に届け出なければならない。

(経費の支弁)

第10条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第11条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 財団の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第13条 財団の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 会長

(会長)

第14条 財団に、会長1人を置く。

2 会長は、鹿児島県知事の職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第15条 会長は、財団の運営に関する重要な事項について理事長の諮問に応じる。

2 会長は、理事会に出席し、財団の運営に関する基本的な事項について意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第4章 特別顧問

(特別顧問)

第16条 財団に、特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、理事長が委嘱する。

3 特別顧問は、重要事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べるすることができる。

第5章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第17条 財団に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 常務理事 1人

(3) 理事（理事長及び常務理事を含む。）10人以上15人以内

(4) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事の構成は、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にあるものをいう。第33条第3項において同じ。）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。第33条第3項において同じ。）又は所管する官庁の出身者の数が、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

5 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第18条 理事長は、財団を代表し、業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員に対する報酬)

第21条 役員には報酬を与えることができる。

- 2 報酬を受ける役員、報酬の額等については、理事会の議決により別に定める。

(事務局)

第22条 財団の事務を処理するため、財団に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事長、常務理事その他の理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第25条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

- 2 理事長は、軽易な事項又は急を要すると認める事項については、理事に対し、書面をもって表決することを求め、その表決をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 評議員会

(設置)

第32条 財団の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応ずるため評議員会を置く。

(構成及び選任)

第33条 評議員会は、評議員10人以上15人以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員の構成は、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者又は同一の業界の関係者の数が、それぞれ評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

(任期及び解任)

第34条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された評議員の任期は現任者の残任期間とする。

- 2 第19条第2項及び第3項並びに第20条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第35条 評議員会は、理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
- (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
- (5) その他理事会で必要と認める事項

(招集)

第36条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(会議の運営)

第37条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

- 2 第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、知事の承認があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を得、かつ、知事の承認を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附する。

第9章 雑則

(委任)

第40条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、知事の設立の許可があった日から施行する。
- 2 財団の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、寄附行為の変更の認可の日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行時の評議員は、第33条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、知事の認可の日（平成20年8月22日）から施行する。